第百十四条の二の三第二項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の二の三第二項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］
第百十四条の三第一項第二号	二　退職共済年金の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第百十四条の三の二第一項第三号	三　退職共済年金の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第百十四条の三の三第一項第三号	三　退職共済年金の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第百十四条の五第三項	［略］
［略］	［略］

［略］	［略］
一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号	一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］
二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号	二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］
二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号	二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項	受給権者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、退職当時の所属機関の名称、旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号及び退職年月日その他必要な事項
［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十条　改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十三（第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号を除く。）、第百十四条の十四、第百十四条の十五（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十六、第百十四条の十六の二（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十七、第百十四条の十八及び第百十四条の二十四（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二の三第二項各号列記以外の部分	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の三第一項第二号	退職共済年金
［同上］	［同上］
第百十四条の三の二第一項第三号	退職共済年金
［同上］	［同上］
第百十四条の三の三第一項第三号	退職共済年金
［同上］	［同上］
第百十四条の五第三項	［同上］
［同上］	［同上］

［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
旧職域加算退職給付	旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］
旧職域加算退職給付	旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］
旧職域加算退職給付	旧職域加算退職給付
［同上］	［同上］
第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項	受給権者の氏名、生年月日及び住所、退職当時の所属機関の名称、旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号、退職年月日その他必要な事項
［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十条　改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十三（第一項第八号及び第九号並びに第二項第三号及び第四号を除く。）、第百十四条の十四、第百十四条の十五（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十六、第百十四条の十六の二（第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）、第百十四条の十七、第百十四条の十八及び第百十四条の二十四（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。